

統合幕僚学校における会議等に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚学校長 空将 高橋 健才

統合幕僚学校における会議等に関する達

改正 平成21年3月18日統合幕僚学校達第2号
平成21年5月 7日統合幕僚学校達第6号
平成22年3月26日統合幕僚学校達第1号
平成23年3月28日統合幕僚学校達第2号
平成24年7月24日統合幕僚学校達第5号
平成26年3月28日統合幕僚学校達第1号
平成28年8月 1日統合幕僚学校達第1号

(目的)

第1条 統合幕僚学校に設置する会議等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議等の種類及び目的)

第2条 統合幕僚学校における会議等の種類及び目的は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、学校会議及び調整会議とし、主として議決、審議、調整等を行うことを目的とする。
- (2) 定例ミーティングは、課長等ミーティングで調整した事項における学校長報告及び各課等間の連絡調整を行うことを目的とする。
- (3) 学校定例会報は、主として学校長に対する報告、各課等間の連絡調整を行うことを目的とする。
- (4) 課長等ミーティングは、諸業務に関する各課等の連絡調整及び情報の共有、懸案事項の把握及び進捗の確認を実施し、各課長等の意思疎通を図り、学校として一体的な方針の下、校務を推進することを目的とする。

(会議等の運営)

第3条 会議等の審議事項、開催時期、主催者、参集者等及び庶務担当の基準は、別表のとおりとする。

(庶務担当)

第4条 前条に定める庶務担当は、会議場の準備、連絡、資料の配付、議事録の作成等の事務を行うものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この達は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この達は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	審議事項等	開催時期	参集者	主催等	庶務担当	備考
学校会議	以下の事項のうち、審議を要するもの。 1 組織、予算、校務運営計画等に関する重要事項 2 教育訓練及び調査研究に関する重要事項 3 その他校務運営に関し、学校長が必要と認める事項	必要の都度	学 校 長 副 校 長 企画室長 総務課長 教育課長 国際平和協力センター長	副校長	担当課等	必要に応じ関係職員を参加させることができる。
調整会議	以下の事項のうち、審議を要するもの。 1 年度概算要求、予算執行計画及び校務運営計画等の作成等に関する事項 2 年度教育実施計画及び課程別教育実施計画の作成並びに教育実施成果報告に関する事項 3 年度調査研究実施計画の作成及び調査研究成果報告に関する事項 4 その他校務運営に関し、特に必要な事項	必要の都度	副 校 長 企画室長 総務課長 教育課長 第1、第2教官室長 研究室長 国際平和協力センター長 のうち、審議事項の関係者	各課等長	担当課等	
定例 ミーティング	課長等ミーティングにおける調整事項等に関する学校長報告及び諸業務に関する各課等間の連絡調整	原則として 毎週月曜日	学 校 長 副 校 長 企画室長 総務課長 教育課長 国際平和協力センター長	副校長	企画室	
学校定例会報	学校長に対する報告、各課等間の調整	原則として 毎週金曜日	学 校 長 副 校 長 企画室長 総務課長 教育課長 第1、第2教官室長 研究室長 国際平和協力センター長	副校長	企画室	
課長等 ミーティング	1 諸業務に関する各課等の連絡調整及び情報の共有 2 懸案事項の把握及び進捗の確認	原則として 毎週月曜日	副 校 長 企画室長 総務課長 教育課長 国際平和協力センター長	副校長	企画室	